

平成27年度 第1回 4月宇検村農業委員会定例総会議事録

※ 日 時 平成27年 4月24日 (金) 午前 10時 から

※ 場 所 活性化センター『結の館』

※ 出席した委員

1. 重委員
2. 森山委員
3. 藤委員
4. 石原委員
5. 坂井委員
7. 要委員
8. 幸本委員

※ 欠席した委員

無し

※ 出席した職員

肥後課長、古島係長、相良主事補

議事日程

- ・開会の宣言 宇検村農業委員会事務局長 肥後 充浩 君
- ・会議の宣言 宇検村農業委員会会長 渡 博道 君
- ・日程第1 議事録署名委員の指名 1番 委員・2番 委員 を指名
- ・日程第2 会期の決定 平成27年 4月24日 (金) の1日間に決定
- ・日程第3 諸般の報告 無し

- ・日程第4 協議事項 議案第1号 『下限面積の提示・設定について』

○議 長 議案第1号を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長 議案第1号について、提案理由の朗読と説明をいたします。(資料参照の上、説明)

○議 長 ただ今の報告の通り議案第1号について、これより質疑に入ります。質疑はございませんか

○8 番 今までの通り、10aで良いのではないのでしょうか 20aに設定してしまうと高齢者が農家としての農業をしづらくなるように思う

○7 番 一応、宇検村では下限面積を20aで設定し、農家認定する場合に10a以上で認定しています。今回もこの数値で良いと思います。

○議長 他にございませんか では、これをもって質疑を終了します。本案について許可する事に賛成諸君の挙手を求めます。

～ 全 員 挙 手 ～

○議長 全員挙手でございます。よって本案は許可する事に決定いたします。

・日程第5 その他 事務局よりの連絡・報告等について

○事務局長 議会等から農政担当職員の農業指導訪問の頻度が少ないとの指摘を受けますが、宇検村は農地が広範囲のため、たとえ現場に行ったとしても農家さん本人が不在で直接指導出来なかつたりした事もあるようでした。その農家さんとのすれ違いを防ぐためにも、今回から宇検村の奨励作物5品目を栽培している農家の畑にポストを設置し、農政担当者が訪問した際に気付いた点を書いた用紙をポストに投函して農家さんとのやり取りをしようかと考えています。

○議長 5品目だけですか

○事務局長 はい。5品目を重点的に見て廻り、指導していこうと考えています。現在、農政担当職員が新人も含めて3人しかおりません。小規模で栽培している作物まで見て廻ったのでは、時間と人数が足りません。もちろん、5品目以外で質問等あつた場合でも出来る限り応えていきたいとは思っています。

○7 番 5品目はどのようなものになりますか

○農政担当

マンゴー、かぼちゃ、パッション、さとうきび、たんかんの5品目になります。このポスト設置も農家さんの要望を聞いたうえで必要とする所への設置を考えています。

○事務局長

役場の方で、重点的に見廻り指導を行うのはこの5品目とします。また普及所の方から月一度ではありますが、宇検村に来てもらう日を決め指導を行うよう依頼しています。役場からも防災無線等で呼びかけますので、その時には皆様にも農家さんからの質問・意見等も集めておいていただけたら、さらに答えられるようにはなるかと思えます。また奨励5品目以外のものにもこたえられると思えます。普及所の方にも了承を得まして、今月の終わりにも日程が組まれると思えます。遅くとも6月末には日程が組まれます。

この様式は農業委員さんにも配りますので、そちらでも各自担当地区の農地を廻り、気付いた点等記入してポストに入れてください。今後は、役場・農家・農業委員の連携をもっと密にしていきたいと考えています。

そして元農政担当職員の方にも月1～2回ほど巡回指導してもらおうよう頼んでいます。こちらもちんと決まりましたらご報告します。

○2 番

今は農協の普及員の数も減っていますからね。

○農政担当

人数は少なくなりましたが、一応農協にも常駐で野菜担当、果樹担当と居ります。普及所の方が来られた時にあわせ一緒に巡回できたら、さらに良いのではないかと思います。

○1 番

せっかく農協の担当さんも一緒に見廻りされるのでしたら、ついでにPH値など残留濃度も測っていただけると助かります。

○農政担当

PH値自体は判定までに時間を要しますが、そちらも併せて検討しておきます。

○事務局長

では、ポストの件につきましては次回の定例会時までに各自、5品目の農家さんに設置要望数を聞いておいてください。

○議 長

他にございませんか

○1 番

はい、よろしいでしょうか 1年以上前から要望を出している
□□建設の問題です。

この問題につき、私なりに各機関に相談したところ、不法投棄として行政指導を行う事が適切な処分の流れになるだろうとの回答をいただきました。ですから行政にはぜひとも適切な処分をお願いしたい。ここは農業委員会を通じ、所有者と□□建設が賃貸借契約をした土地です。

最初はここに農業用水用の工事をしていたが、岩石が見つかったため工事を中断しました。そして岩石を取り除けないため水道管は通せないと判断されました。いずれ県が土を入れて元に戻すことになっていますが、今現在、穴の開いた状態でブルーシートを被せているだけなので、所有者が草刈り作業する際、誤って落ちそうになったこともあります。そしてこのままの状態では、農業も出来ません。これは業者の連絡・対応不足、行政の処理の遅れ、農業委員会の権限の弱さが関わっていると思います。この案件を是非とも長まで上げてほしいです。ですから閉会后に、是非みんなで一緒に現場を見ていただきたいと思っています。

○6 番

こういった問題は今に始まったことではございません。 そういった声が上がっているのを聞いています。

○3 番

でしたら、今後は問題のある箇所があれば一緒に見廻り、みんなで問題の共有を図ったほうが良いと思いますね。

○事務局長

何年か前までは、各農業委員さんが農家さんからの意見・問題等を取り上げ、それを持ち寄って次の定例会で話し合いをするようになっていました。

これは提案ですが、次の会までに皆さんの担当地区の問題を各自で確認し、それを定例会が始まる前の時間帯に一度みんなでその土地を確認してから会を開き、その問題について議論するというのはいかがでしょうか

また、定例会に出す場合には、字名、地番などの資料を事前に準備し、議案として提出していただきたいです。ここは独立した機関

ですから、会長名で処分できるようになっています。

この件について所有者、業者の両者間での話し合いは成されているのでしょうか

○1 番

はい。一度お互いに話し合いはされています。土を除いた後、また新しく土を持って来て元通りにする約束なのですが、穴をほった後、全く何の連絡もないため所有者が不安に感じています。また、私からも業者と連絡を取って、今後どうするのか尋ねましたが、所有者には連絡がないようでした。

ですから今回は農業委員会、行政を通じて話し合いをつけてほしいと、この問題を提示した次第です。

○事務局長

そういう事でしたら、会長と事務局が間に入り、所有者と□□建設との話し合いの場を設けることにしたらいかがでしょうか

○議 長

そうですね。 その方が良いでしょう。

○1 番

また元に戻すために使う土も農業用として使える土を盛っていただきたいです。 □□建設が普及所などの専門からきちんと指導してもらって入れてほしいです。

○議 長

土に関しては私も、村議員にせつかく土捨て場に質の良い土を捨てるくらいなら、どこかに仮置きしてもらって、それを農業用に使えないか尋ねたことがあります。 県に聞かないとわからないと言われ、そのままになっていますね。

○1 番

また同じ業者になりますが牧草地のための土地賃貸借契約金において、未払いの件もあります。 このままの状態が続けば、次回の契約更新は見送りたいと所有者から言われるのではないのでしょうか？

○事務局長

先ほどの土捨て場の土の件ですが、これは事務局から担当課の方に話を提示したいと思います。 おそらく役場レベルで簡単に処理できる話だと思います。

○議 長

では、農業用の土に関しましては、事務局長にお任せしたいと思います。

○事務局長

はい。私に出来ることでしたら頑張らせていただきます。
次回、定例会前の現地視察はいかがでしょう？

○議 長

では次回からの定例会を現地確認後に開会する事に賛成諸君の挙手を求めます。

～ 全 員 挙 手 ～

○議 長

全員挙手でございます。では次回からの定例会は現地確認後の開会と決定いたします。

他にございませんか 無いようですので本日の日程は全部、終了しました。

これをもって平成27年度第1回4月宇検村農業委員会定例総会を閉会します。 お疲れ様でした。